

# 耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）

耕作放棄地の解消による農業生産力を向上させるため、耕作放棄地の解消及び発生防止に向けた取組みを行い、併せて担い手への集積を推進する。

○事業に取り組める方：**事業実施後、5年間以上耕作を行う担い手（※1）**

○事業の対象農地：**農業振興地域内の1号遊休農地（自己所有地以外）**

農業振興地域内の農用地で1号遊休農地《農地法第32条第1項第1号に該当》

担い手

担い手以外

自己所有地

自己所有地以外

- 再生：定額30千円/10a
- 営農定着：定額10千円/10a

(注1)自己所有地：所有権のある農地（所有権移転後1年を超える）

(注2)自己所有地以外：借入地、特定農作業受委託、所有権移転後1年以内

**(※1)担い手：人・農地プランの中心経営体等、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織**

※中心経営体等・・・地域の合意により、地域の中心経営体として位置づけられる者として次に該当する者

- ①「人・農地プラン」に位置付けられた「今後の地域の中心となる経営体」
- ②事業実施年度もしくは事業を実施した翌年度中に中心経営体に位置付ける

※担い手である農業者が中心経営体に位置付けられていない場合は、事業実施年度もしくは事業を実施した翌年度中に、人・農地プランの中心経営体に位置付ける

## 取組の要件

①事業の助成対象者である担い手が、農地法第32条第1項第1号に該当する農地（「1号遊休農地」という）を借り入れて再生し、農地として積極的な活用が望まれること。

但し、農用地区域外に存在するものについては以下のアからウいずれかの条件に該当するものを交付対象農地とする。

【農用地区域外が対象となる条件】

- ア 農用地区域に隣接し、農用地区域内の農地と一体的に解消を図る場合
- イ 担い手が取組む1ha以上の面的まとまりのある農地で1ha以上の解消を図る場合
- ウ 認定新規就農者が利用する場合

②再生作業年から**5年間耕作を継続してください。**（作付状況の報告が必要です。）

※助成対象者及び交付額等は、実施要領等に則りご要望に沿えない場合もございますので**事業申請前に下記お問合せ先まで確認**していただきますようお願いいたします。